

産業廃棄物処分業許可証

住所 東京都大田区東糀谷五丁目8番14号

氏名 株式会社伸榮産業
代表取締役 黒岩 篤幸

複写無効

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 平成30年 2月10日

許可の有効年月日 令和 5年 2月 9日

1 事業の範囲

(1) 業の区分
処分（中間処理）

(2) 処分の方法と取り扱う産業廃棄物の種類（産業廃棄物の種類に係る限定は裏面のとおり）

ア 破砕 : 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず

(以上7種類)

イ 圧縮固化 : 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず

(以上5種類)

2 事業の用に供する施設（詳細は裏面のとおり）

施設所在地：東京都大田区東糀谷五丁目8番14号

3 許可の条件

(1) 作業時間は、原則として8時30分から21時30分までとすること。なお、施設稼働時間は8時30分から17時30分までとすること。

(2) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。

(3) 中間処理は本都の承認を得た方法により行うこと。

4 許可の更新・変更の状況

平成15年 2月10日 新規許可

平成30年 2月10日 更新許可 第3回

令和元年 9月 2日 変更届 保管施設の拡大、作業時間の延長

5 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 無

(裏面あり)

